

総合科学技術会議 第22回評価専門調査会
議事概要

日 時：平成15年5月20日（火）10：00～12：05

場 所：中央合同庁舎4号館 第4特別会議室

出席者：大山会長、井村議員、阿部議員、薬師寺議員、秋元委員、石田委員、
市川委員、大石委員、大見委員、國井委員、国武委員、末松委員、
鈴木委員、谷口委員、寺田委員、中西委員、馬場委員、畚野委員、
増本委員

欠席者：黒田議員、松本議員、吉川議員、伊丹委員、江崎委員、加藤委員、
藤野委員

発表者：古川俊一（筑波大学社会工学系教授）

- 議 事：1. 開 会
2. 委員紹介
3. 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価に
ついて（報告1）
4. 競争的研究資金制度改革について（報告2）
5. 競争的研究資金制度の評価の進め方について（議題1）
6. 公共組織における評価の類型と経営上の課題（発表）
発表者：古川俊一（筑波大学社会工学系教授）
7. 評価専門調査会（第21回）議事録について（議題2）
8. 閉 会

資 料：資料1-1 評価専門調査会名簿

資料2-1 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評
価について

資料2-2 国家的に重要な研究開発の評価等の今後の進め方

資料2-3 インターネットによる評価指定候補の提案公募について

資料2-4 政府研究開発データベースの開発について

資料3 競争的研究資金制度改革について

資料 4-1 競争的研究資金制度の評価の進め方について

資料 4-2 競争的研究資金制度の評価ヒアリング日程

資料 4-3 総合科学技術会議が実施する競争的資金制度の評価について

資料 5 公共組織における評価の類型と経営上の課題（発表資料）

（参考資料 1）PERFORMANCE AND MANAGEMENT ASSESSMENTS

（参考資料 2）BUDGET PROCEDURES MEMORANDUM NO. 861

（参考資料 3）Program:Geosciences Directorate

（参考資料 4）Executive Branch Management Scorecard

資料 6 評価専門調査会（第 21 回）議事録（案）

（机上資料）

○ 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 13 年 11 月 28 日）

○ 科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日）

議事概要：

【大山会長】

ただ今から第 22 回評価専門調査会を開催いたします。

まず、議員に異動がありましたのでご紹介申し上げます。薬師寺議員が 4 月に常勤議員となられまして、本評価専門調査会に加わっていただくことになりました。ご紹介申し上げます。

【薬師寺議員】

薬師寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【大山会長】

また、前回の評価専門調査会で申し上げましたが、委員の入れ替えがありまして、大島委員、鳥井弘之委員、鳥居泰彦委員、西室委員が退任されまして、今回、新たに 9 人の委員が就任されました。名簿順にご紹介申し上げます。

秋元委員。伊丹委員は本日欠席でございます。市川委員、大石委員、大見

委員、國井委員、中西委員、馬場委員、畚野委員。以上の委員の方々でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告1：総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について

事務局から、資料2-1「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」、資料2-2「国家的に重要な研究開発の評価等の今後の進め方」を説明後、確認等が行われた。

【大山会長】

ただいまの説明のとおり、国家的に重要な研究開発の評価につきましては、この方針に基づいて本評価専門調査会で実施いたします。何か本件につきまして、ご質問、確認等がございましたらお願いいたします。

【谷口委員】

ご説明いただきました書類で、資料2-1の評価の目的というところがございますが、この評価が一体何を、どういうものをもたらすかという、要するに、どういう目的を持っているかということだと思っておりますが、予算配分に反映させるという、最後にそういう文言がございます。それと突き合わせて、資料2-2の最後のページを拝見しますと、科学技術関係概算要求の優先順位付けへの活用というものが書かれていますが、結局、一連の評価をやって優先順位を付けるというように、この書類には書かれているというふうに理解いたしました。これと予算配分に反映させるという、この関係というのは一体どういうことになっているのかということ、少しご説明いただければと思います。確認をしたいと思っております。

【鵜戸口参事官】

この図につきましては、かなり単純化しておりますので、ちょっと舌足らずなところがあったかと存じますけれども、確かに、ご指摘のように概算要求の優先順位付けということ、昨年から本格的に行っておりまして、ここの評価として行ったことにつきましては、そこに反映するという事は当然でございます。

それ以外にも、本来、総合科学技術会議が評価を行いますと、それを各担当府省にも意見具申という形で出しておりますので、当然、優先順位付けとは別に、府省側でも予算に反映をしていただくということがあるかと思えます。一般的に我々が、例えば総合科学技術会議にしましても、各府省にいたしましても、評価を行った結果は資源配分、あるいはここに書いてありますように推進体制の改善なりに反映していくということは、考え方は共通していると思えます。

【大山会長】

ほかにございますか。それでは、ありがとうございます。

続きまして、前回の評価専門調査会でご意見をいただいたインターネットによる評価指定候補の提案公募の実施につきまして、その方法をまとめましたので、説明させていただきます。

事務局から、資料 2 - 3 「インターネットによる評価指定候補の提案公募について」を説明。

【大山会長】

インターネットによる評価指定候補の提案公募につきましては、以上の説明のとおりでございますが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、本資料 2 - 3 の方法で、インターネットによる評価指定候補の提案公募を実施したいと思います。

続きまして、総合科学技術会議では、政府研究開発データベースを作成しておりますので、説明させていただきます。

事務局から、資料 2 - 4 「政府研究開発データベースの開発について」を説明。

【大山会長】

ありがとうございます。本データベースは、今、ご案内のとおり、いろいろな視点で活用が可能でございます。本データベースは、基本的には公開はされていませんが、本専門委員は使用することが可能であります。今、ご

案内がありましたように、アクセスポイントが限られていますので、本内閣府の中でアクセスしていただくのが適当と思います。当然ではございますが、個人情報等の取り扱いには、十分ご注意くださいということで、守秘義務というものが課せられている、ということをお心してお使いいただくこととなります。

本件につきまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

【市川委員】

質問ですけれども、情報システムの階層の面からお伺いしたいと思います。この中の研究課題あるいは研究者データベースに関しましては、これの1つ下の各府省にありますオリジナルデータにリンクできるようになっているのでしょうか。あるいは、なっていないとしたときには、将来、その計画はございますでしょうか。

【廣川企画官】

先ほど、ご説明させていただきましたとおり、まずセキュリティーという観点で、直接各省のネットワークとはつながっておりません。内閣府の独立したシステムになっておりますので、今の段階では、直接リンクはしておりませんが、画面の中ではそれぞれの研究課題ではなくて、組織のホームページにはリンクを張れるような状態にはしております。将来、霞が関WAN、さらにはセキュリティーが確保された段階では、外からのアクセスで、さらにはリンクを飛んで、それぞれのホームページに行けるようにしたいと思っておりますが、今の段階ではデータの蓄積、セキュリティーの確保というものを課題として取り組んでおります。

【鈴木委員】

このデータですけれども、どういうデータがここに入ってくるのか、それはそれぞれの府省でお決めになるのか、あるいはこの会議が決めてデータを出してもらうのか。また、どういうデータがデータベースになるのかというのは、どこかでわかるのでございませうか。

【和田審議官】

これは、資料 2 - 4 の一番後ろから 2 枚目の現在の登録状況というところを見ていただきたいのですが、2 つデータベースがございます。1 つは研究開発課題のデータベース及び研究者のデータベースですが、これにつきましては、あらゆる研究開発課題というものが、この中に登録されます。それから、研究評価データベース 2 の方ですが、これもやはり評価をした結果というのは、速やかにこのデータベースに登録してくださいということになっておりますので、評価したものはすべてでございます。

【井村議員】

ちょっと質問と少しずれていますが、フォーマットをここで決めるのかどうなのかという質問なんです。だから、それは決めているのですね。

【和田審議官】

それはもう、既に決まっておりますして、フォーマットは、今の同じ資料の 2 ページ目のところに、ここにこういうデータが入っております。入力画面の今の資料の、例えば 3 ページ目、あるいはもう少し飛びました 7 ページ目の画面が出てきますので、ここから、ほぼ自動的にいいますか、入れるようになっております。

【増本委員】

まだこれからなのかも知れませんが、これは非常に重要といえますか、日本全体のデータベースがまとめられているわけですが、この中でクローズにしなければならないものと、オープンにしてもよいものがあると思うのです。オープンにしてよいようなものについては、総合科学技術会議の方でオープンにしてもらえるのでしょうか。データというのは非常に貴重なデータがたくさんあるのですが、そんなに大きな問題でないデータ、例えば大学の順番なんて、これはそんな秘密の問題ではなくて、あちこちで出しているわけです。それから、各省庁も、このデータを入手するわけですが、その中からセレクトして公開できるのでしょうか。そこら辺はどうなっていますか。

【和田審議官】

先ほど、会長から申しあげましたように、個人情報、例えばその研究者

の個人にかかわるところが入っております部分については、そうオープンにはできないのですけれども、そのほかのところに関しましては、もちろん、すべて国のものでありますので、オープンということになろうと思います。ですから、これから使っていく過程で、こういうものをもっと欲しいというご要請があれば、それは逐次どんどんオープンにしていくということにしたいとは思っています。

それから、今までできていないのですが、ファンディングを行っております各省のところのコンピュータから接続ができるようになりますので、そうすると、大分便利になるかと思えます。

【寺田委員】

質問というか確認ですけれども、今ごろこういうのは何なんです、競争的研究資金とプロジェクト型研究というのは、どういうふうに区別されているわけですか。

もう一度申し上げます。9ページ、競争的研究資金、プロジェクト型研究というのをどこで区別されていて、何がディフィニションになっていますか。

【和田審議官】

これは後ほど、別に競争的資金の方で説明があるかと思えますけれども、競争的研究資金制度というのは、26制度、ちゃんと競争的資金というものが定義されておまして、それが競争的資金。そのほかのものがプロジェクト型ということになっております。次の資料3のところに出てまいります。

【大見委員】

言わずもがなのことじゃないかとは思いますが、国のお金でやった研究開発は原則公開にするというのは、全くそのとおりですが、ある意味で非常に研究開発とビジネスというのが近づいて、ビジネスと研究開発が一体融合化しているような分野が多くなってきていると思うのです。そういうときに国の国益を考えて、秘密にした方がよいということが、たくさんこれから出てくると思うのです。すごい研究成果が出れば出るほど、そういうふうになるのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどういう形で、例えば5年間は海外にはわからないようにするとか、これは10年間秘密にす

るのだとか、重要な関係者のところには、もちろんわかるが、諸外国には出ていきませんよ、というようなのは、一応つくられているのでしょうか。

【和田審議官】

このデータベースといいますのは、各省、例えば文部科学省ですとか、経済産業省ですとか、そういった各省がデータとして乗せたものを集合して内閣府のデータベースということにしておりまして、そういった判断、それから取り扱いについては、各省の方で考えてやっていただくということにしてあります。ただ、先生が今おっしゃいましたようなことは、これからもう少し慎重にどうすべきか、さらに考えていくべきことかとは思っています。

【大見委員】

どうぞよろしく申し上げます。

【谷口委員】

比較的マイナーなことかもしれませんが、ちょっと気になっておりまして、先ほどからご指摘の点とも関係するのですが、個人情報というのをどういうふうに定義するかということだと思えるのですが、非常に頻りに最近出てきますのが、年齢とか、性別とか、そういうところが出てまいりますけれども、基本的に、これは個人の情報で、例えデータベースだけとしても、果たしてこういうことを書くのが望ましいのかどうかというのは、ちょっと率直に疑問を抱きます。つまり年齢や性別というのは、本人が研究をするということと基本的には関係ないことでありますし、極端に言えば個人情報とも見えますから、その辺、かなりいろいろな効果というか影響が及ぶことも考えられますので、ご留意いただいたらよいのではないかという気もいたしますけれども、如何なものでしょうか。

【和田審議官】

年齢、性別につきましては、先生がおっしゃるように個人情報ですので、それは一般のところへ出回るといったことはしないようにしております。

【谷口委員】

一般ではなくて、こういうところには出してもよいとお考えなのでしょうか。

【和田審議官】

ただ、今の資料2-4の5ページ目のところには、年齢でどのようになっているかということですが、これは、例えば競争的資金におきまして、年齢によってどのように分布しており、それがどういうように、これから改善をしていかなければいけないかということ調べるためのもので、統計上全体を合算したデータでございまして、個人的なものが、年齢とか性別が外へ出ていくということとはございません。

【畚野委員】

先ほども、何方かおっしゃったのですけれども、こういう統計データは一体何に使うかということで、何種類かあるのはしょうがないと思うのです。まず、とりあえず、ベースのやつを集めるのはよいのですけれども、その次に、出していくときには、一体何に使うのかということで何種類かに分けて、何段階かに分けてつくった方がよいような気がするのです。

それと、もう一つ、先ほどの大見先生のご発言にちょっと引かかるのですけれども、確かに、かなりいろいろデリケートな問題が、今もR&Dの世界で出てきているのですけれども、こういうので公開する場合に、その中の成果の部分の取り扱いと、一体何をやっているのかということの取り扱いは、また違うと思うのです。何をやっているのかということまでもわからないようにしなければならない段階かどうかということは、真剣に考える必要があると思うのです。成果については、当然、慎重に扱わないといけない段階だと、私、思っております。

【和田審議官】

今おっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。それで、評価専門調査会でも、各省の行っております評価の仕方、あるいは評価報告書の書き方等におきましては、何をやっていて、それはどういうステージであるのかということについては、ちゃんと記述をしてください、というようにしております。

【大山会長】

いずれにしても、データベースの戦略的な活用手法につきましては、今、先生方から、いろいろご指摘いただいた点を含めて、収集、検討しながら、今後の有効活用に向けて体制を整備してまいりたいと思います。現状は先ほどご案内申し上げたとおり、いかにデータベースの登録率を上げて、その精度、確度を拡充するかというところに、エネルギーを使っておりまして、当然、その戦略的活用の手法等々についても、研究課題として有効活用を目指してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告 2：競争的研究資金制度改革について

事務局から、資料 3「競争的研究資金制度改革について（概要及び冊子）」を説明後、確認等が行われた。

【大山会長】

今後、本評価専門調査会で競争的研究資金制度の評価に関する検討を行っていく上で、密接に関連する事柄として、本報告をご案内申し上げます。

本報告に関しまして、何か確認事項がございましたらお願いいたします。

【畚野委員】

確認事項かどうか、必ずしもそうとはいえないのですが、インセンティブの向上のところ、研究機関にインセンティブを与える、これはよいと思いますし、それから研究機関のマネジメント、責任を持つというのも非常によいと思うのです。私は研究機関の役割というのは、かなり重要なので、研究機関について、研究者に対して行っていると同じような評価みたいなものがあってよいのではないか。アメリカの場合、オーバーヘッドのパーセンテージは毎年交渉で研究機関ごとに決まるわけですが、そういうことはずっと先の話としましても、例えばアメリカにおける競争資金の評価の場合、ピアレビューの段階では、提案自身の研究としての価値と、それからもう一つは、そのときの募集の趣旨に合致しているかということでやられるのですが、その次のファンディングエージェンシーの評価のときには、提案した研究者の信頼度、もう一つは、提案した研究者が所属している研究

機関の信頼度という闇魔帳がありまして、それが強く反映されております。ファンディングエージェンシーごとに、できればそういう研究者自身の信頼度の闇魔帳、研究者が属している研究機関自身の闇魔帳が、これから整備されていく必要があるのではないかなと思います。

それから、もう一つ、エフォートに関してですが、これはどういう意味であれしておられるのかよくわからないというか、ちょっと危惧もあるのですが、もともとアメリカでこのエフォートという言葉が始まっているのは、必ずしも、今、日本で考えられているのとはちょっと違うように思うのです。

もともと、例えばアメリカの州立大学というのは、州の議会が州立大学に対して予算を認めるのは、州民の子弟の教育の部分だけでありまして、多分半分ぐらいで、そのほかは大学の先生方が、グラントをとってオーバーヘッドを入れてやっていくわけですけれども、その中で大学の先生の給料は、リサーチプロフェッサーの場合、9カ月、75%しかもらえないわけで、あとの3カ月は、グラントから払うわけです。一方、大学としますと、25%分を超えて、研究の方にのめり込んで、もともと、本来、州から払われている教育の部分についての努力を怠っていないということを確認するために、エフォートの管理が始まったわけでありまして、一方、日本がエフォートの管理のような形で、今、実質的にファンディングエージェンシーがやっているのは、本当の、とにかくこの後半に書いてあるように、研究者が割く時間を時間単位で管理しています。こういうのは、基本的に、特にこういう競争資金というのは研究の請負いですから、成果で勝負するのが本来でして、もともとの趣旨と少し違って、日本の場合、エフォートの管理そのものが、とにかくそれに従事していればよいというような形で、悪い言い方をすれば、昔、役人によく言われた「遅れず、休まず、働かず」というような精神が導入されているような気がするので、この辺のところ、研究に適したエフォート管理がなされるようにやっていく必要があるかなと思っております。

【大山会長】

ありがとうございます。今、畚野委員のご指摘の点は、次の競争的研究資金制度の評価の進め方についても関連する事項を、多分に含んでいると思います。ご指摘のことについて、資金制度改革を取りまとめられました井村議員からコメントをお願いします。

【井村議員】

それでは、簡単にお答えいたします。今、畚野委員の指摘された点は、競争資金制度改革に指摘されており、十分議論をしたつもりです。

ただ、先ほどのデータベースを見てみますと、ある研究者は13カ所から研究費をとっているというのがありまして、そういうことは好ましくないだろう。そういうことで、ある程度のエフォートのめどをつけてやるということが重要ではないかということが1つありました。

それから、もう一つは大学改革がこれから進み、特に独立行政法人になりますと、やはり学部長なり学科長は、その構成員がどのぐらいの時間を研究に割り、どのぐらいの時間を教育に割り、どのぐらいの時間を産学連携に割いているかということの概要はつかむ必要があるだろう。そういうことから、アメリカとは、かなり給与システム等が違いますけれども、エフォート制を導入しようということになったわけです。もちろん3つも4つも出して、そのうちで1つしか通らないということもありますから、通った後でエフォートの修正はできるということは書いておりますけれども、およその見当はつけておくことが重要ではないかということになったわけです。

【畚野委員】

それはよくわかるのですけれど、今、私が申し上げたのは少し違うことで、例えばこのエフォートの管理と同じことだというような形で実際に行われているファンディングエージェンシーの管理そのものです。まさに時間単位の勤務管理みたいな非常に細かいことをやって、それをチェックするために、たくさんの人を雇って税金を無駄に使っているという、そういうことを申し上げておきたいのです。

【井村議員】

いや、ファンディングエージェンシーがエフォート管理をするということを私どもは考えておりません。それはむしろ、それぞれの研究機関が管理すべきことであろうと思っています。

【畚野委員】

本来そうだと思うのですけれども、現状はそうなっているとは思えないので。

【井村議員】

ただ、非常に変なのがたくさんありますので、そういうことをある程度防ぐということは必要ではないかと思っておりますが、細かいところまでファンディングエージェンシーが立ち入るとするのは、余り望ましいことではないと思います。

【谷口委員】

確認をしたいのですが、資料3の競争的資金制度改革についての概要ですけれども、この2ページの2というところに、若手研究者の活性化に向けた制度整備という欄がございます。先ほどご説明が事務局からございましたが、研究者の経歴や業績ではなくて、研究計画の内容を重視して審査するということが重要であるという文言がございます。若手を育成するというのは非常に重要なことではあります、競争的研究資金の目的が若手育成ではありませんので、いかに我が国の研究が若手育成を含めて多様な発展をするかということが非常に重要なのではないかと思うのです。この文言は誤解されないようにと思うのですが、今、書かれているコンテキストで理解をしますと、競争的資金はすべて経歴や業績ではなくて、内容を重視してやるべきだというように見えてしまうのです。これは、私は研究者の1人として非常に不適當だと思います。これはよくご議論いただきたいと思うのです。

実は競争的資金といいますが、何回も議論されてきたことですが、いろいろな種類の競争的資金がありまして、科研費初めいろいろなものがあるわけですが、その中でそれぞれの目的に応じた評価というのが非常に重要であろうかというように思いますし、それも十分議論されてきたことだと思うのです。そうしますと、例えば若手育成のための萌芽研究とか、そういうものは何も業績ばかりに頼らずに、内容を重視するというのはよいかと思うのですけれども、一方で、卑近な例を申しますと、特別推進研究といったようなものを、計画がよいから、では採用しましょうということが、果たしてよいのかどうかという、やはり業績というのは非常に重要なことで、経歴は余り問題がなくて、今、我々の世界では、これは通常の審査のときにはほとんど

問題にはされません。ですから、業績と内容が重要なので、業績はいつでもよいというのは、十把一からげのような表現は、私は、非常に誤解を与えると思います。

【畚野委員】

先ほど私が申し上げたのも、やっぱり同じで、ファンディングエージェンシーが判断するのに、研究者の信頼度、研究者が所属するインスティテューションの信頼度というのは、まさにそのことだと思いますけれども。

【大山会長】

申しわけありません。今の議題は報告事項ということで、本件については、別な評価制度改革専門プロジェクトで検討されたことの報告でございます。この場では、ぜひ確認だけにとどめていただきたい。この後に議題として、制度の評価の進め方について議論に入ってまいりますので、その中においても、関連事項についてはご質疑を賜ればありがたいと思います。

【谷口委員】

大変言い方が悪くて申しわけないのですが、私が申し上げたかったのは、確認をしたいということで、結局、私の理解が正しいのか、それともこれは誤解がある文章なのか、ということなのか、その辺をお聞きしたいと思いません。

【井村議員】

これは、特に若手研究者のところで議論になったところです。どうしても、今の日本の研究費は、従来の業績重視であって、そういう意味で、若手の優秀な人が不利になるのではないかという意見が出ました。それから、長くアメリカにおられた方が委員でおられましたけれども、そういう方が、日本の申請書を見ると、これでは何をやりたいかということが十分理解できないのではないか、というような意見も言われたわけです。したがって、提案の内容をできるだけ評価するようにしなさい、ということにいたしました。ただ、谷口委員が言われたように、研究費にはいろいろなものがありますから、十把一からげにしようとしているわけでは決してありません。だからこそ、フ

アンディングエージェンシーをきちんとつくって、そこで研究歴のあるプログラムディレクターが、全体を見渡してやっていくということが重要であるというように我々は考えております。

【末松委員】

この改革制度は非常によくできておりまして、全般的に賛成したいのですが、けれども、現状では大学における競争的資金のあり方と、研究だけを目的としている研究所におけるあり方と、若干違うのではないかと。それは何回もここで言われてきたことですので、再び申し上げるのはちょっと恐縮ですが、大学の場合には、やはり大学院教育、つまり日本の科学技術を、これから支えていく非常に広範な大学院教育における質の高い環境づくりというものに、この競争的資金が、今、多く使われている。それはアメリカに比べて10分1しかないというような状況の中で、そういうように機能しておりますので、軽々にアメリカとの比較をしていくと、若干、教育面における十分な手当ができなくなる可能性がありまして、その辺を考えていらっしゃるかどうかということを確認したいのですが。

【井村議員】

その辺も、かなり議論をいたしました。アメリカのまねをしようと我々は考えているわけではございません。問題は、日本の場合には大学院学生をとるのと、競争的資金をとるのが別々になっているのです。そこは1つ問題である。だから、本来なら競争的資金が増えてきたら、大学院学生の支援もそこからできるわけです。そういう形で、本当は連動させた方がよいわけですが、そこは今のところ残念ながら日本はそうはなっていない。大学院の方は1講座何名とかいう定員でとってしまっている、というところがあって、非常に難しいと思います。そこは議論になりました。今後いろいろ考えながら改革していかないといけないだろうと考えています。

【末松委員】

ありがとうございます。ぜひ、これは今後も議題の1つに加えていただきたいと思います。

【鈴木委員】

今、井村議員がおっしゃっていただいたことで、ぜひお願いしたいと思うのですが、資料3の1の一番上の「○」に書いてある、要するに、競争的資金の額を増やしていただかないといけないと思います。そういう中で、例えば若手の養成なり、それによる人件費、研究者のインセンティブ付けというようなことを考まないと、今のように非常に少ない中で、そちらの方だけ進めると、非常に歪んだことになるのではないかと考えております。ぜひ、ここに書いていただいている目標の実現をお願いしたいというように思います。

【井村議員】

それはもうおっしゃるとおりで、我々としては、増額を何とか実現したいわけですが、ただ、去年は逆風でした。というのは、いろいろな問題が起こり、大分、新聞をにぎわせたりしております。これは競争的資金の各省のマネジメント体制が悪いためです。2月、3月に配分しているところがあるとか、必要でないのにお金をたくさん出し過ぎているとか、いろいろなことがありました。だから、そこはきちんとしていかないといけないだろうと考えます。

それから、もう一つは、競争資金だから無条件に増やせ、ということは納得できないという考え方が財政当局の方ではあります。だからこそ、何らかの形で評価をきちんとしていく、ということが大事だろうと考えております。

【大山会長】

ありがとうございました。

それでは、確認事項をこの辺で終わりにいたしまして、議題1に入らせていただきたいと思います。競争的研究資金制度の評価の進め方につきましては、前回の評価専門調査会で、資料4-1でご案内のとおり決定いただいたところであります。今回は、この決定に従いまして、具体的な進め方の確認、そしてヒアリング日程の決定を行いたいと思います。

まず、今回からご参加の新委員の方もおられますので、資料4-1、資料4-3を説明させていただきたいと思います。

議題1：競争的研究資金制度の評価の進め方について

事務局から、資料４－１「競争的研究資金制度の評価の進め方について」、資料４－３「総合科学技術会議が実施する競争的資金制度の評価について」を説明が行われた。

【大山会長】

ただいまの説明をご確認の上、資料４－２の具体的なヒアリング日程を説明させていただきます。

先ほどの説明にもありましたとおり、７制度に対しまして３回の評価専門調査会でヒアリングを実施いたしますが、まず会の公開・非公開について決めさせていただきます。評価専門調査会は特段の理由がない限り公開が原則ですが、検討の内容が一般的、政策的事項でなく、個別の研究開発課題にかかわる検討であって、例えば目標の達成度がプロジェクトリーダー等の個人名を伴って議論をされるような場合には、議論の過程を、マスコミを含む一般に公開して行うことは、自由な議論を困難にするとともに、個人名が公表された場合に、当該個人の権利・名誉を損なう恐れがあります。評価専門調査会運営規則では、会議は原則として公開としながらも、会長は議事を公開しないことが適当であるとしたときには、この限りではないということになっておりますので、今後行われます第２３回から２５回までの３回の評価専門調査会は、非公開といたしたいと思っております。あわせて委員の方々にも、評価の過程で知り得た事柄については守秘をお願い申し上げます。

ただ、透明性の確保の観点から配付資料につきましては、評価専門調査会終了後に、可能な範囲内で公開したいと考えております。また、議事録の取り扱いでありますけれども、議事録についても評価専門調査会の決定を経て、その全部または一部を非公開とすることができることになっております。この３回の評価専門調査会での議事録については、校正後に発言者名を伏して公開いたします。校正における修正は、ごく最小限にとどめていただき、特段の理由がない限り、実際の発言に沿ったものにいたしたいと思っております。

さらに、３回の評価専門調査会でのヒアリングに基づく評価を検討する、７月開催を予定しておりますけれども、第２６回評価専門調査会は公開で行いたいと思っております。

以上を踏まえまして、それでは、資料４－２を説明させていただきたいと

思います。事務局お願いします。

事務局から、資料４－２「競争的研究資金制度の評価ヒアリング日程」を説明。

【大山会長】

前回の評価専門調査会で決定を見てございます競争的研究資金制度の評価につきまして、ただいまご案内を申し上げました日程で、今後進めてまいりたいと思います。

本件につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

【市川委員】

既にご決定なさっている資料４－１及び４－３に関して、質問というか確認です。資料４－３を拝見いたしますと、それぞれの制度のアウトプット、あるいはさらにアウトカムを評価して、その制度が有効かどうかということとを判定することが評価の目的です。これは誠に結構なことだと思います。ただ、そうした場合に大きな問題になりますのは、科学研究費補助金という制度の評価です。これは競争的研究資金の約５０％、そして大学の研究のほとんどを賄っている資金です。そうしますと、この制度の研究結果としてのアウトプットを見るということは、とりも直さず日本の大学の研究全体を評価することにつながってしまいます。必ずしも科学研究費補助金という制度の評価ではなくなります。それでは、制度の評価をどうするかということになりますと、外からの評価では決してやってはならないといわれます、その制度の管理運営に立ち入った評価になると思います。資料４－１の３ページ目でございますが、課題の採択や資金配分の結果で５つばかり「・」の項目がございます。これも明らかに制度の管理運営に関しての評価に関わる項目です。外からの評価は管理運営に入ってはならないという鉄則がなぜあるかといいますと、２つ問題がございます、１つは中の管理運営に立ち入って評価すると、松下村塾というのは実に惨めになります、あのアウトプット、アウトカムは素晴らしいものであったわけです。もう一つは、管理運営に立ち入って評価するということは、結局は指導的評価という形になるわけです。評価の結果を受けて、思い切ってその制度に対するお金の配分などを変えら

ればよいのですが、科学研究費補助金のような大きな50%以上を占めているようなものになりますと、変えられなくなります。指導的評価になってきますと、実は外部から評価するはずのものが、内部化してくるわけです。外部から、かくかくしかじかのように運営するのがよろしいということを間接的に指示するわけですから、それに制度が従ってくるということは、実は外部評価者が管理運営に責任を負う形になって、内部化してくるわけです。この評価専門調査会のスタンスとしまして、特に科学研究費補助金のような、動かしにくい非常に大きなものの評価をどういう立場でなさろうとするのか、そこのところをお聞かせいただければありがたいと思います。

【大山会長】

今、市川委員のご指摘の点は、きわめて重要なポイントだというように私どもも認識してございます。例えば、資料4-1の3ページ4項にあります評価方法、ここでも、その辺を勘案いたしまして、まず評価の視点は、配分機関あるいは関係審議会等々で一時的に、今のご指摘のような視点の評価をしていただく。その上に立って、総合科学技術会議として制度の目的、投入予算に照らして、課題採択、あるいは資金配分の結果が適切かどうか等々について、総合的かつ計画的に推進するという観点から、以下のような項目に着目して評価をする。距離を置いて、こういった形の評価を進めていこうということを現在決めてございます。

【市川委員】

ポイントは、距離を取り切れるかどうかということだと思います。

【大山会長】

おっしゃるとおりだと思います。

【畚野委員】

管理運営という言葉の中身によると思うのですね、一体何を指しているか。その中のどの部分は立ち入るべきでないのか、どの部分は外からコメント言ってよいのかということですね。もし、やられるなら、そこを議論する必要があるかと思いますが。管理運営ということで、一切、外からアンタ

ッチャブルというのも、大きな税金を使っている以上、必ずしも納得される論理にはならんような気がしますけれども。

【井村議員】

市川委員がおっしゃった点、非常に難しい問題であります。ただ、現在、世界の先進諸国で、特に英国、米国等で、やはり同じように評価がなされております。したがって、これは我々としては、試行の形で、今回、評価をしないといけないだろう。そして、その上で反省して、今後のあり方を検討する、そういう形にしたいと思っております。

要点は2つあります。1つは、今、おっしゃった管理運営のあり方、これにどこまで踏み込むかという問題が1つあります。もう一つはアウトカムです。これは特に基礎研究では非常に難しいわけであります。したがって、恐らくある程度、ショートタームで見られるものと、ロングタームのものと、ある程度分けて考えていく必要があるだろうと思います。その辺は、まず各省でやっていただいた結果を聞いて、さらにそこで議論をしていただく。そして、最終的な結論を出していこうということにしたいと思っております。

それから、総務省自身もやろうとしておりますが、我々としては、科学技術の立場からきちんと評価をしていくことが大事だろうと思います。

【大山会長】

いずれにしても、今後の制度評価につきまして、今、ご案内申し上げた日程で進めていくわけですが、各省庁によって、そのねらいとするところも違ってまいります。ということで、先ほどご案内申し上げた評価方法の基本を確認しつつ、それぞれの制度に対応した応用動作といったものが評価基準として必要になると思います。そういった視点は、ぜひ今後、それぞれのプログラムを進める中で、先生方の知恵をお借りしながら決めてまいりたいと思いますので、ご指導を賜りたいと思います。以上、ご案内申し上げましたような日程で、ヒアリングを進めてまいります。大変厳しい日程で、お忙しい各委員の方々には大変恐縮でございますが、ぜひ、今申し上げましたような視点でご協力を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

【谷口委員】

こういう形で、いよいよ実際に評価が実施されるということになったわけですから、もちろん先ほどからご意見が出されておりますように、それから井村議員がいみじくもおっしゃいましたように、スタンスをおいてやるということが1つの重要なポイントだというように私も理解いたしましたが、やはりこの機会に先ほどから出ております競争的資金の科研費を含めた制度改革の必要性という中に、資金の倍増を目指すというような目的もあるわけですから、果たして、今の競争的資金が十分なのか、ここが足りないのではないかとといったような、そういう視点で少しヒアリングをするなり、あるいは私ども、この評価専門調査会で議論をするなりして、総務省なり、財務省なりにアピールできるような、そういう要素というのも考えていただく、ということが重要なのではないかとこのように思いましたけれども。

【大山会長】

ありがとうございます。次回以降の制度評価を、こういった形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

発表：公共組織における評価の類型と経営上の課題

発表者：古川俊一（筑波大学社会工学系教授）

【大山会長】

それでは、続きまして、古川俊一筑波大学教授から発表をいただきたいと思えます。古川教授は東京大学法学部をご卒業された後、自治省に入省されまして、ハーバード大学大学院公共政策専攻の修士課程を修了いたしまして、財政局、大臣官房、行政局、自治大臣官房参事官などを経て、現職の筑波大学社会工学系教授とされました。ご専攻は公共政策であります。これから25分ほど、公共組織における評価の類型と経営上の課題についてご発表いただきます。それでは、古川先生よろしく願いいたします。

【古川教授】

雲の上のような人たちがばかりが集まっているところに参りまして、私がつけ加えるべきことが何があるだろうかと、この1週間ぐらい悩んでおりまして、時間も30分ほど遅れているようでございますから、私は2つのことだ

け申し上げたいと思います。

第1番目は、今も競争的な資金についてのご議論の後半だけ拝聴していただきましたけれども、評価は、実は幾つか種類があって、これを組み合わせてやるということが、どうしても必要だということで、その区分けをきちんとするのが評価を評価たらしめるといいますか、評価の効用をうまく引き出すゆえんだという経営上の課題でございます。

それから、2つ目の点は、ご要望がありまして、アメリカの科学技術の評価に関する新しい動向について説明をして欲しい、ということでございましたので、その2つを申し上げたいと思います。

お手元に幾つもの資料をお配りして大変恐縮でございますけれども、はしよりにまして、5ページを開けていただきたいと思います。図表を主にして、お話ししたいと思います。この5ページの図1というのは、評価には3つないし4つの種類があるのだということでございます。日本では教育体系がほとんど存在しなかったがために、ごちゃごちゃになっておりまして、私は中央政府の評価の仕組みも、しばしば混乱をしていると思っているのでございますが、それは恐らくそういう理論体系、教育体系がこれまで欠如していたからにはほかならないと思います。筑波大学でも、公共政策評価の科目が設けられたのは、ここ10年ぐらいでございます。

最も古いのは、この一番上の組織や業務についての測定をする、というものでございまして、これはどちらかというと、組織の経営の方から来ております。他方、右上の公共政策の分析というのは、数理的なアプローチでございまして、OR (Operations Research) といったらよろしゅうございませうか、非常に数学的な、数理的な分析をするのでございます。この2つの違いは、測定は事後である、分析はどちらかというと事前である、始める前に政策選択のために使う、こういう違いがございまして。しかし、事前は非常に難しいということで、事後に評価をしよう、これがプログラムの評価でございます。

しかし、他方、4つ目として、公共組織の活動や会計を検査をする、監査をする、あるいは監察をするというものも、広い意味では評価ということになるのでございまして、6ページに、それが、それぞれどのような学問体系、あるいは制度的な類型として、日本は新しゅうございまして、諸外国で使われておるかということをして1枚の表にしたのでございます。

ずうっと飛ばしまして、11ページを開けていただきたいのですけれども、そういった3つないし4つの評価の手法、11ページの2でございます。この5つのWと1つのHというのです。よく「どういうふうに行ったらいいですか」と聞かれるのですけれども、どんな理由で、だれが、だれに対して、だれのために、いつ、何を対象に行うか、ということが決まって初めて、どのような手法や類型で行うか、こういうことが決まってくるということでございまして、恐らくここにいらっしゃる皆様は、そういった科学的な思考をお持ちの方ばかりでしょうから、このところの整理はきちんとついているかと思っておりますけれども、実は各省では、そのところはあやふやになっております。

これはちょっと悪口のようなことで恐縮でございますけれども、評価の所管官庁である某省庁の担当者が、プログラム評価というのは新しい類型であって、まだほとんどその実績や経験がないから、これから勉強をしなければいかん、これから開発しなければいかんなどということを、各省庁の連絡会議のようなところで発言するような国というのは何なんだ。私は本当にびっくりするのでございます。

2つ目のテーマでございますけれども、15ページを開けていただきたいと思っております。G P R A (Government Performance and Results Act: 政府業績成果法) については、既にご承知のとおりでありますけれども、私の理解では、それは行政の改革というよりは、むしろ議会の行政統制の道具であり、また行政の自発的な改善のメカニズムの1つであって、そして議会側にあってはG A O (General Accounting Office: 会計検査院) が、このG P R A へのシフトをして、資源をそこに集中させる。それから、大統領府といえますか、行政府にあっては、O M B (Office of Management and Budget: 行政管理予算局) が大幅にこれに関与して、実あるものにしようという、これは10年近くやってきた。

そこにブッシュ大統領が誕生したわけですが、16ページを開けていただきますと、ブッシュが就任して、しばらくして経営改革方針とでもいまいしょうか、プレジデントマネジメントアジェンダ (P M A: President's Management Agenda: 大統領行政管理改善案) を出す。これは5つの大きな柱がございます。この5つの柱が直接科学技術に関与しているもの、間接になっているものと、さまざまでございますけれども、今日は特に、全体とし

てのアジェンダに科学技術といいますか、あるいはR & D、こういったものがどうかかわっているかということについて、OMBなりGAOが評価をしております。その評価の仕組みと、それから5番目の予算と業績を結合させていくという命題に、どのように対処しているかということについて、簡単にご紹介を申し上げたいと存じます。

17ページを開けていただきますと、私は「通信簿」と訳したのですが、スコアカードというのがございます。これは参考資料の4番目にカラーの印刷がございますスコアカードでございます。「Executive Branch Management Scorecard」、左横の縦の欄が、それぞれの省庁の名前、あるいは独立機関の名前でございます。農務省から始まりまして、商務省、国防省、ずうっとある。あるいは、ヴェテランズ・アフェアズとか、NASA (National Aeronautics and Space Administration: 米航空宇宙局) やNSF (National Science Foundation: 全米科学財団) などもある。これは先ほどの、いうならば5つの方針といいますかアジェンダ、これのそれぞれについて、その当該行政組織や機関が、どのような進捗状況を見ておるか、つまり、上の方に2002年12月末におけるステータス、それから、どのように進行しているか。つまり、簡単に緑と黄と赤と、交通信号のような形に分類する。もちろん、これは子供の遊びではなくて、それぞれの赤の基準、緑と判定する基準、これが詳細にOMBの方から提示をされておって、それに従って判断する。もちろんOMBだけで判断するわけではなくて、各省とやりとりがあるのでございますけれども、それをやる。その基準はどこにあるかという参考資料1「PERFORMANCE AND MANAGEMENT ASSESSMENT」という、これは予算関係の大統領が議会に提出した文書の一部でございますけれども、その中に詳細に記載がございます。この参考資料1の4ページ以下を開けていただきますと、5つの柱についてのグリーン、イエロー、レッドそれぞれの基準、この状況であれば赤だ、この状況であればグリーンだ、こういうのが定性的ではございますけれどもセットされている。この中ではNSFというのは優等生だというような、比較の問題でございますけれども、優等生だというのが、大体参考資料4の1ページのカラーの図表を見ていただくとおわかりになると思います。

もう一つの業績と予算を結合するということでございます。18ページを開けていただきますと、評価はした、しかし、評価をして何ぼのものだろう

かという議論は常にあるわけでございます。ブッシュ大統領になりまして、現在の行政管理予算局長官が、いうならば進言をいたしました。これを具体的に進めるための仕掛けが必要だと。去年、一昨年、その合意が成立して、そして昨年来、PART (Program Assessment Rating Tools: 制度評価採点法) というものをやっております。PART というのは、18 ページの2 行目にあります program assessment rating tool、まさにツールだと、レーティングのツールだと、こういう位置付けでございます。しかし、これをつくるに当たっては、OMB だけでつくったのではなくて、大統領経営会議という、プレゼント・マネジメント・カウンシルという各省庁の担当幹部が集まった組織がございますけれども、これが進言するという形で進めているということでございます。そして、これは行政府だけではなくてGAO も関与する。各省に置かれている監察総監、インスペクタージェネラルも関与するという形で、その客観性を担保するようにしているということでございます。

私は、GPRA というのは、単に評価をするというのではなく、全体の経営体としての政府行政組織を動かしていく、よりパフォーマンスをよくしていく、こういう仕掛けなので、実際には単に評価するだけじゃなくて、資源配分に着目をしていかななくてはいけない。その意味では、このPART というのはGPRA を予算面から補強する、という役割りを担っているのだらうと思うのでございます。

このPART につきましては、参考資料3 にプログラムに着目をいたします。初年度でございますから、連邦政府全体のプログラムの20% についてだけ実施をいたしました。例えば、参考資料3 の1 ページの Geosciences Directorate というプログラムがNSF のもとで行われているということでございますが、この左上を見ていただきますと、4 つの分野で、これをまず評価する。そのプログラムの目的、それからプランニングというのはストラテジック・プランニング、戦略計画です。それからマネージメント。最後にリザルツ・アカウンタビリティ、この4 つの分野で、これがそれぞれについてウェイト付けがなされておりました、そのウェイト付けがよいかどうかというのは、これはまた別でございます。その上で、これがよかったのかどうか、ということ結論付けているのでございます。この場合には、ニューメジャーズ・ニーディッド、新しい指標が必要だという判断。しかし、全体と

して右上のように Moderately Effective、こういうことでございます。しかし、半分以上の評価対象になったプログラムが、実は不合格の烙印を押されているのです。それに比べると、まあよいということでございます。

細かい評価の基準、あるいはウェイト付けにつきましては、参考資料3の2枚目以下に、細かい活字で述べられております。それぞれの項目について、イエスかノーかで答える。イエスかノーかということで、そのウェイト付けがあって、スコアが一番右のところが決まる。これをずうっと足し上げていって合計点が出ます。それぞれの分野で目的なら目的で出る。あるいは、プランニングならプランニングのところが出る。それぞれが、またウェイト付けされておりますから、それで合計点が出る。それで最終的な、総合的な評価をする。考えてみると、単純なようでもあり複雑なようでもあり、微妙なところがございますけれども、こういう形で始めた。

しからは、これが良い悪いということで予算の増減はどうなるかということでございますけれども、自動的に直結しない。そのうまくいっていない理由というのが、大体2つあるのです。つまり、指標そのものがうまく組み立てられていないから失敗したように見える。もう一つは、評価の指標自体はよいのだけれども、基準はよいのだけれども、そのデータがまずいというのでわからない。NASAのプログラムは、比較的まだましな方でございます。

現在、いろいろ議論がございますが、19ページを開けていただきますと、実はR&D評価につきましては、今、お話ししましたPARTでも別立てになっておるのでございます。今日は時間がございませんので、後でまた見ていただければよいと思っておりますけれども、参考資料2、これは5月5日に出たOMBの依命通達でございます。これは次年度、2005年予算年度に向けてのPARTの一種の施行通達でありますけれども、その55ページに、附属資料Eということで載っております。このResearch and Developmentについては、別の観点で評価をすべきものとされているのでございます。後でまた検討をしていただければ、非常にクリアに書いているかと思っております。いずれにしても、研究開発予算は、私は事前評価が必然的なものがあると思っておりますけれども、しかし、実際にそれがちゃんと効果を上げたかどうかということは、事後評価的に行う必要は当然あると思っております。

しかし、先ほどもご議論がございましたが、これはすべて定量的なアウト

カムの評価であるというのは混乱が伴う。これは94年から98年にかけて、ワシントンで関係者がつくった Research Roundtable というところでも指摘をされ、そして、この科学技術関係、Research and Development 関係の組織におけるGPR Aの要請する戦略計画の策定、あるいは行政計画の策定に反映をされたと聞いているのでございます。

いずれにしても、私は、個別のプログラムの評価も大事でございますし、全体的なものも大事だと思いますけれども、これはうまく組み合わされて初めて、その効用を発揮すると信じているものでございます。

少し端折りましたが、私のお話は以上まででございます。ありがとうございました。

【大山会長】

古川教授、ありがとうございました。会長の不手際で先生の時間が大変制約されまして、誠に申し訳ありませんでした。

ただいま、先生からご案内いただいた発表内容は、今後、先生方に進めていただく評価作業の参考にしていただければと思います。本来ですと、ディスカッションの時間を設けたいと思っておりましたが、時間が押しでございますので、ここで、先生にご確認したいという事項がございましたら、数点、ご質問を受けたいと思いますので、お願いいたします。

【市川委員】

ありがとうございました。米国における行政のシステムと、日本の行政のシステムが非常に違っているところは、米国の場合は、比較的トップダウンで行政区分というものがはっきり分かれている状況にあり、それぞれのマニフェストといいたししょうか、アジェンダが決まっているという構造ですが、日本の場合は行政各省の権限が、あたかもジグソーパズルのごとく入り組んでいる領域が存在します。私の経験したもので地球環境などは、そのようなものでして、たくさん省庁が、それぞれのレベルで、それぞれの区分で入り組んでおります。そういったプログラムを評価するときの切り口といいたししょうか、切り方というのはどういうものがありますでしょうか。

【古川教授】

大変難しいお話で、私は地球環境の方は全く専門ではないのですが、目的は1つであるけれども、さまざまところで、いろいろなプログラムをやっているというケースだと思います。その場合には、実は評価の場合に、先ほどのPARTのところにございましたけれども、プログラム自体の目的が、きちんと明快に定義をされていないといけない。これは評価の第1関門なのですけれども、これが明確に述べられていたと思います。私は、日本の自治体あるいは外国の例なんかを見ても、まず、プログラムの目的、政策の目的というのを徹底的に突き詰めてやるということが、初めて評価を円滑に進める第1ハードルだと思っているわけです。

13ページをちょっと開けていただきたいのですが、目的と手段を明らかにするという、これは私が常に関係者に言っているのですが、目的は何か。目的というのは非常に抽象的に定義されます。しかし、これを具体的に定義して、そして、そこで初めて評価すべきアウトプットなり、あるいはアウトカムというのが、そこで出てくる。やや技術的にいうと、その目的は意図と対象と結果に分解できる。どのような意図を持って、どのような対象に働きかけて、どのような結果をもたらしたいかというのに答えられなければ、実はそのプログラムというか政策といいますか、これは実際は、多分、効果が見込めないようなデザインになっているのだろうと、ここで門前払いできるわけです。

14ページに、大変稚拙な図を書いているのでございますけれども、廃棄物による環境負荷の軽減、通常、「環境に優しいまちづくり」とかというような、抽象的な目的が、しばしば自治体の計画などで、あるいはプログラムでなされるわけなのですが、それでは何をもって「優しい」というのかということがわからないわけです。したがって、これは私がちょっと変えてみたのですが、それは環境に優しいまちづくりということは、廃棄物による環境負荷が軽減されるような状態のまちだろう。では、それを実現するためには、1から9、それ以上の手段があるだろうと。そして、その手段を、それぞれまた実現するような下位の手段があるだろう。そういう組み立てをきちんとできるかどうか。

ですから、本当は各省庁にまたがっているものも、ある段階で整理をして、幾つかに分かれてもよいと思いますけれども、同じ目的のもとに、それを実現する手段の群としての体系というものを、この総合科学技術会議で、ある

程度整理をすることができるのであれば、それだけでも相当な効果を上げることにつながるのではないかと、そういう可能性を持つのではないかとというふうに思います。何か一般論で恐縮でございました。

【大山会長】

ほかにございませんか。

【大石委員】

初めて参加させていただきましたけれども、一言コメントというのですか、確かに、評価を日本ですということ、一歩前進だと私は理解しているのですけれども、評価した結果をどうするのかということが、余り議論されていないように思います。長くアメリカにいたような場合には、評価が悪かった場合には、極端に言えば首にするとか、そういうようなことが、実際、日本でできない状況があるわけです。予算の配分、スペースの配分も、実際にそういうようなインディレクト、間接経費もほとんどないような状況です。ですから、どうも評価に一種の緊張感がないということは1つの問題ではないかと思うのです。確かに、日本の今の状態で、これをすぐさま解決することはできないと思うのですけれども、私もいろんな評価をして終わった後、非常に空しくなる場合があるわけです。最後に言えることは、個人的な場合には奮起を促すとか、そういうことで終わってしまう。だけど、実際はよい場合には、それなりの何かの評価の結果をリフレクトするものを、そこに与えるし、そうでない場合には、そうでないということをきちっとしない限り、評価のテクノロジーというのは、テクニクとしては非常にいろいろ議論されて、私は結構だと思うのですけれども、本質的には、そこに緊張感を持たずするためには、その結果をどうするか、これは非常に簡単なことではないと思うのですけれども、ここは我々がいつもそこは考えて、そういうことを今の日本の体制の中で、それをどうするかというようなことについて努力すべきだと思っています。

非常にジェネラルな意見でございますけれども、そのことは一言感じました。

【大山会長】

大変重要なご指摘ありがとうございます。そういった視点で、今後の評価を、実際的に進めていく過程の中で、ぜひそういった視点を心して新しい評価システムというのを、皆さんとともに積み上げてまいりたいと思います。

【古川教授】

今のことについていいですか。

20ページに、私、書いているのですけれども、今、おっしゃったようなフラストレーションというのは、スタンド・アロン型だからなのです。スタンド・アロンからは効果が少ないのですね。ネットワーク化していかないといけないのです。ネットワーク的なイメージは、28ページで、これは幾つか実際にやっているのです。今、こういうモデルでやっています。私もかかわってつくったのがあります。ですから、別にマネジメント・アジェンダがよいかどうかは別にして、システム化する、予算とか計画とか人事のところに結びつけていくという、これをやらないと、結局、評価のための評価になっていくと、本当にむなしなことになっていくので、中央政府では非常にやりにくいということはわかるのですけれども、自治体の方が比較的やりやすいのでございますけれども、しかし、そういう方法を指向されるのを、ぜひお願いをしたいと思っているので、ちょっとつまらない図をご紹介申し上げた次第でございます。

【大山会長】

では、古川先生、ありがとうございました。

それでは、最後の議題になりますけれども、評価専門調査会第22回の議事録について確認させていただきます。前回の議事録案は資料6のとおりでございます。各委員のご発言の部分については、書面で事前に確認をいただいておりますので、ご承諾をいただきたいと思います。また何かございましたら事務局の方にご連絡いただければ修正可能でございます。

また、本日の資料は公表することにいたしたいと思っております。

そろそろ閉会にしたいと思っております。次回の日程を事務局から報告をしてください。

【鶴戸口参事官】

次回の日程でございます。資料４－２にもございましたように、次回は競争的研究資金制度の評価の第１回目のヒアリングということで、３制度を対象にしてヒアリングを行います。日程は６月１２日、木曜日、場所は本日と同じこの場所で行います。よろしくお願いいたします。

【大山会長】

それでは、本日の会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

－了－